福岡県ブロック塀等安全対策推進協議会　規約

（目　的）
第１条　福岡県ブロック塀等安全対策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置し、既設のブロック塀等の巡回指導及び新設されるブロック塀等の正しい施工技術の普及等を推進し、もってブロック塀等の安全性の向上を図ることを目的とする。

（事　業）
第２条　協議会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。
（１）ブロック塀等の所有者等に対するブロック塀等の安全性に関する情報提供及び相談に関すること。
（２）設計、施工技術の普及向上に関すること。
（３）ブロック塀等の巡回指導に関すること。
（４）その他、ブロック塀等の安全性の向上を図るために必要な事項に関すること。

（構　成）
第３条　協議会は、福岡県内の特定行政庁及び関係団体の別表に定める者（以下「構成員」という。）をもって構成する。
２　協議会に、次の役員を置く。
（１）　会　長　１名
（２）　副会長　１名
３　会長及び副会長は構成員の互選によってこれを定める。
４　必要に応じて構成員を追加等変更することができる。

（役員の職務）
第４条　会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代行する。
３　会長は、必要に応じて構成員以外の者を協議会に出席させることができる。

（意思決定等）
第５条　協議会の総会（以下「総会」という。）は、会長が必要に応じて招集する。
２　総会は、構成員の２分の１以上の出席をもって成立するものとする。
３　総会の議事は、次項に掲げるものを除き、出席者の過半数をもって決するものとする。
４　構成員を追加等変更するときは、構成員の過半の賛成を必要とする。

（事務局）
第６条　協議会の事務局は、福岡県建築都市部建築指導課に置く。

（補　足）
第７条　この規約に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

（附　則）
１　この規約は、平成１７年８月５日から施行する。
２　この規約は、平成２８年８月２５日から施行する
３　この規約は、平成３０年４月　１日から施行する。
４　この規約は、令和６年３月２７日から施行する。

【別　表】
（特定行政庁）
・福岡県建築都市部建築指導課長
・北九州市建築都市局指導部建築指導課長
・福岡市住宅都市局建築指導部建築物安全推進課長
・大牟田市都市整備部建築住宅課長
・久留米市都市建設部建築指導課長

（関係団体）
・(一財)福岡県建築住宅センター理事長
・(一社)日本建築学会九州支部支部長
・(一社)福岡県エクステリア建設業協会会長
・(公社)福岡県建築士会会長
・(一社)福岡県建築士事務所協会会長
・(一社)福岡県建設業協会会長
・福岡県建設業協同組合理事長
・全九州コンクリートブロック工業組合理事長
・（一社）プレハブ建築協会九州支部支部長